

福井県内における社会福祉施設種別協議会相互間の災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、福井県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害の発生により罹災し、自らによる利用者に対する支援機能の維持等が困難な社会福祉施設（以下「罹災施設」という。）に対して、当該機能の補完等を目的とした応援を、福井県内の様々な種類の社会福祉施設によりそれぞれ構成する組織（以下「種別協議会」という。）が施設の種別を越え横断的かつ円滑に行うために、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 応援に必要な人材の派遣
- (2) 食糧、飲料水および生活必需品の提供
- (3) 避難および生活支援に必要な場所の提供
- (4) 応援に必要な資機材（車両含む）および物資の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 この協定による応援は協定を締結する罹災施設が加入する種別協議会からの要請によるものとし、その場合には次の事項を可能な限り明らかにし、第8条に規定する事務局に文書により要請するものとする。ただし、事態が切迫している場合は、電話、ファクシミリ等による要請を可能とし、後で文書により速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、必要な職種および人数
 - (3) 前条第2号から第4号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
 - (4) 応援の場所およびその場所への経路
 - (5) 応援を必要とする期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 前項の要請を受けたとき、事務局は速やかに要請をした種別協議会（以下「受援協議会」という。）を除くすべての種別協議会（以下「応援協議会」という。）に要請事項を連絡し、応援協議会は要請内容に応じ応援可能な事項を事務局に報告するものとする。
- 3 事務局は受援協議会からの要請事項と応援協議会からの応援可能事項をもとに応援に関する需給調整を行い、これにかかる応援計画を作成し、受援協議会および応援協議会に文書により通知するものとする。ただし、事態が切迫している場合は、電話、ファクシミリ等による要請を可能とし、後で文書により通知するものとする。
- 4 応援協議会は応援計画に基づく応援を最大限その責務を果たすよう努めるものとする。

- 5 第1項による要請をもって、受援協議会から各応援協議会に対して応援の要請があったものとみなす。

(自主応援)

第4条 種別協議会は、県内で激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災地域と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条による受援協議会からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

- 2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第5条 応援協議会が前2条の規定に基づく応援に要した費用は、応援協議会の求めに基づき受援協議会の負担とするものとする。

- 2 受援協議会において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援協議会は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

(他の協定との関係)

第6条 この協定は、種別協議会が締結する災害時の応援にかかる他の協定を妨げるものではない。

(平時の活動)

第7条 種別協議会は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 情報交換を密にするため、年1回以上、連絡会議を開催する。
- (2) その他必要な事項

(応援の体制)

第8条 この協定に定める種別協議会相互による災害時応援をはじめ、平時の活動が円滑に行われるようその連絡調整等を行う事務局を福井県社会福祉協議会に置く。

- 2 前項に定める事務局は、福井県社会福祉協議会およびこの協定を締結する種別協議会会長がそれぞれ選定した者により構成するものとする。

(補則)

第9条 この協定に関し必要な事項については、種別協議会が協議の上、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項および疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。
- 3 この協定は、締結した日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を6通作成し、各種別協議会長および福井県社会福祉協議会長が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年3月11日

福井県老人福祉施設協議会

会長 荒木博文



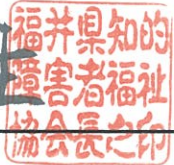
福井県身体障害者（児）援護施設連絡協議会

会長 五十嵐研治郎



福井県知的障害者福祉協会

会長 木間幸生



福井県児童養護施設連絡協議会

会長 木越直昭



福井県民間保育園連盟

会長 竹内文憲



社会福祉法人 福井県社会福祉協議会

会長 清川 忠

